

令和6年度版

# 入園のしおり

豊田市

豊田市立拳母こども園

〒471-0023 豊田市拳母町5-58  
TEL 32-0199  
FAX 32-5735  
園携帯 090-6355-2448  
(園を閉めている時間の緊急連絡はこちらへ)

# も く じ

1	教育及び保育の基本理念 2めざす子ども像	-----	P. 1
3	本園の保育目標	-----	P. 2
4	保育時間	-----	P. 3
5	一日の保育内容	-----	P. 4
6	食事とおやつ	-----	P. 6
7	食物アレルギー	-----	P. 7
8	年間行事 (R6.2月現在の予定のため変更あり)	-----	
9	健康管理	-----	P. 9
10	家庭の協力	-----	P. 13
11	災害等の発生が予測される場合の登降園等	-----	P. 15
12	保育料等	-----	P. 17
13	状況が変わった場合の手続きについて	-----	P. 24
14	保育支援アプリ(コドモン)の利用	-----	P. 25
15	その他の取り組み	-----	P. 26
	こども園等一覧表	-----	P. 28

## 1 教育及び保育の基本理念

子どもが安定した情緒の基で、十分に自己発揮ができるように環境を整え、健康・安全で乳幼児期にふさわしい生活が展開できるようにします。その中で、心身の発達を助長し、社会の変化に対応できる「豊かな人格形成」と「生きる力」の基礎を育成することを踏まえ、次の3点を基本理念とします。

- ・ 愛する心、豊かな心をもった健康で活力のある子どもを育てる
- ・ 自ら考え、主体的に行動できる力を育てる
- ・ 道徳性の芽生えを培い、豊かな人間性の基礎・基本を育てる

## 2 めざす子ども像・教育及び保育目標

幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を受け止め、基本理念に基づき、乳幼児期の発達と地域の実態を踏まえ、環境を通して行う保育を基本姿勢として、子どもの生きる力の基礎を培うために、次のような「めざす子ども像」・「教育及び保育の目標」を掲げています。

### めざす子ども像

- ・ 心身ともにたくましく、生き生きと活動する子ども
- ・ 愛情や信頼感をもち、友達と関わって遊ぶ子ども
- ・ 身近な環境に関わり、試したり、考えたりする子ども

### 教育及び保育の目標

- ・ 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る
- ・ 健康、安全な生活に必要な基本的な生活習慣や態度を育み、健康な心身の基礎を培う
- ・ 人との関わりを大切に人への愛情や信頼感を育て、自立と協調の態度や道徳性の芽生えを培う
- ・ 身近な自然や社会の事象について興味・関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う
- ・ 生活の中で言葉への興味・関心を育て、喜んで話したり聞いたりする態度を養う
- ・ 様々な体験を通じて豊かな感情を育て、創造性の芽生えを培う
- ・ 保護者と子育ての喜びを共感することを支援の柱として、安定した親子関係や養育力の向上をめざし、園の特性や保育の専門性を生かして相談、助言、行動見本などを示し援助する

### 3 本園の保育目標

#### ★めざすこども園像

子ども・保護者・職員  
元気いっぱい笑顔いっぱいの拳母こども園

#### ★めざす子ども像

つよからだ やさしいところ

楽しく遊ぶ元気な子

健康で体をいっぱい動かし友達と楽しく遊ぶ

心の豊かなやさしい子

様々な感情体験をし、やさしい気持ちでいろいろな人と関わる

自分で考え工夫する子

いろいろなことに興味をもち、考えたり意欲的に取り組んだりする

#### ≪ 園の特色 ≫

##### ☆一人一人の個性を見つめて保育します。

どの子にも素晴らしい力がありその子の良さをもっています。また、それぞれの子どもの育ちに違いがあります。一人一人の特性と発達を捉え、その子に合った援助の仕方でも個性を育てていくように努めています。

##### ☆温かい保育を大切にしています。

一人一人の子どもを肯定的に受け止め、優しく温かな雰囲気でも保育をしています。

##### ☆遊びの中で子どもの様々な力を伸ばすよう努めています。

子どもの心や身体が年齢にふさわしく健やかに育つように子どもの興味や関心を促す教材の選択や環境構成を工夫しています。また、観察、栽培、飼育などの直接体験を多くし、豊かな感性や探求心を育てます。

##### ☆こども園と家庭、地域との連携を大切にしています。

- ①保育参観や行事など、保護者が園での子どもの様子を見たり、一緒に遊んだりする機会をつくり、家庭との連携に力をいれています。
- ②地域の中で育っていけるように積極的に地域の行事に参加し、地域の方との交流を大切にしています。
- ③入園前の子ども達に【子育てひろば】として園庭開放を毎日行い、子育て支援をしています。

##### ☆様々な人と触れ合う経験を大切にしています。

同年齢はもとより、異年齢交流、小学校・中学校、こども発達センターと交流し、優しくする、優しくされる、感謝するなどの心の育ちを大切にします。

##### ☆園・園周辺の自然・地域環境を活かして保育をしています。

公立こども園唯一の芝生の園庭で、子ども達はのびのびと戸外遊びを楽しみ、園舎東側の八幡公園では四季折々の変化を感じることができます。また、拳母神社・豊田スタジアムにも園外保育に出かけ遊びます。

## 4 保育時間

本園の基本的な保育時間は午前8時30分から午後3時まで（月曜日から金曜日）です。ただし、仕事等の状況に応じ、最長で午前7時30分から午後6時まで（月曜日から土曜日）の保育が可能です。

### ◆早朝・延長・土曜日保育は家庭保育が可能(保護者のどなたかが仕事が休み)の日は利用できません。

早朝・延長・土曜日保育については保護者の就労形態等に応じ保育を実施するため、申請時に保育が必要である旨を証明する書類の提出を求めます。この証明により利用時間が決定します。申請後も保護者のどなたかが仕事が休みの日は利用できませんので、ご注意ください。

なお、早朝・延長・土曜日保育の申請、取消しは利用月の前月25日までに園へ申請書を提出してください。原則、利用月中の変更はできません。

家庭保育が可能な場合は、基本保育時間【午前8時30分から午後3時（月から金）】のみ利用が可能です。

### ●留意事項

- (1) 入園当初は、園での生活に慣れるまで子どもの状態に合わせて、保育時間短縮(慣らし保育)をしております。御協力をお願いします。
- (2) 登降園は、必ず保護者で責任をもち、決められた時間を守ってください。止むを得ぬ事情により遅れてしまう場合等は、前もってコドモンにて入力してください。
- (3) 家庭での保育が可能な日は、早朝、延長、土曜保育は利用なさらず、ご家庭で親子の触れ合いの時間にしましょう。
- (4) いつでも連絡がつくように、会社以外で仕事の場合や、お休みで病院などに行く用事がある時など、その旨を、コドモンに入力するか、登園時に職員に伝えてください。保育中に連絡する場合、基本は職場になります。職場以外への連絡を希望される方は園長までご相談ください。在宅勤務の場合もご連絡ください。

## 5 一日の保育内容

時間		乳児（0・1・2歳児）
7:30	早朝保育	◎登園 検温 所持品の整理 オムツ替え <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             保育者と朝の出会いを大切にします。抱いたりおんぶをしたりして心の安定を図り、保護者と機嫌よく別れられるようにします。           </div>
8:30	通常保育	◎遊びと生活
9:15		◎おやつ
9:30		◎遊びと生活
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で生活しやすい環境の中で、寝返る、はう、座る、伝い歩く、立つ、歩くなどそれぞれにあった活動を十分に行います。また、つまむ、たたく、引っ張るなど手や指を使って遊びます。</li> <li>・園外に散歩に出かけ、身近な自然を見たり触れたりして過ごします。</li> </ul>
11:15		◎昼食 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             安心できる保育者の見守りや手助けのもと、喜んで食べる・おいしく食べることができるようにしています。           </div>
12:00		◎昼寝 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             一人一人の生活のリズムに合わせ、眠い時は安心して十分睡眠がとれるようにします。睡眠中の顔色、呼吸の状態、体の向きをきめ細かく観察し、うつ伏せになっている時には仰向けにし、安全に配慮しながら睡眠がとれるようにします。           </div>
14:30		◎おやつ <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">             午後は主に手作りおやつです           </div>
15:00	延長保育	◎延長保育開始 ◎遊び ◎おやつ
18:00		◎延長保育 最終降園

時間		幼児（3・4・5歳児）
7：30	早朝保育 (なかよし) の部屋で過 ごします	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎登園</li> <li>◎持ち物の始末</li> <li>◎自由遊び</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一人一人と目を合わせ、朝の挨拶をし たりスキンシップを図ったりして朝の 出会いを大切にします。</p> </div>
8：30	通常保育 各クラスで 過ごします	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎登園</li> <li>○自ら選んで取り組む遊び（活動） 室内遊び 戸外遊び</li> </ul>
9：00		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>子どもの興味、関心、発達を考慮した環境を整え、遊びの中で試 したり工夫したりすることを大切に子どもが主体的に遊ぶ場</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス全体で取り組む活動</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>どの子にも経験させたい活動を保育者の計画 や意図を中心としたクラスみんなで経験する場</p> </div>
11：30		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎昼食の準備</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>保育者や友達と一緒に給食を食べます。楽しい食事 の中で基本的な生活習慣が身につくようにします。</p> </div>
11：50		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎昼食</li> </ul>
13：00		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎遊び（室内遊び・戸外遊び）</li> <li>◎昼寝（3歳児・・・4月～12月） （4・5歳児・・・7・8月 夏季休業保育中）</li> </ul>
14：30		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎降園前の集まり 手遊び、歌、絵本 持ち物の始末</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>保育者に絵本を読んでもらったり、みんなで 歌を歌ったり、手遊びをしたりして降園前の ひと時を過ごします。今日遊んだことや出来 事を話し、明日もこども園に来たい気持ちを もたせていきます。</p> </div>
15：00	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎基本保育児降園</li> <li>◎延長保育開始（延長保育の部屋に移動します）</li> </ul>
15：15		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎おやつ</li> <li>◎遊び</li> </ul>
18：00		<ul style="list-style-type: none"> <li>◎延長保育 最終降園</li> </ul>

## 6 食事とおやつ

給食は、子どもの発達に合わせ、乳児（3歳未満児）、幼児（3歳以上児）にわけて栄養士が献立を作成し、実施しています。

献立表は毎月末に翌月分をコドモンで配信又は各家庭に配布します。

### 〈乳児食〉

- 献立表を基に、乳児の発達に合わせ、食べやすいように配慮しながら調理員が提供します。
- 必要な栄養をとりながら、いろいろな種類の食べ物や料理を味わい、食べる喜びを持てるようにします。また、保育者や友達と一緒に食べる楽しさを体験したり、スプーンやフォークを使って自分で食べようとする意欲を育てます。
- おやつは、午前と午後にあります。

### 〈幼児食〉

- 給食センター等から調理・配送されます。子どもの心身の発達を促すために、必要な栄養をとりながら、みんなと一緒に楽しく食事をするにより、好き嫌いのない食事やマナー等のよい習慣を身につけます。
- 土曜日は、簡易給食(調理パン等)となります。  
(土曜給食は園により多少異なります。)

### 〈その他〉

- 食物アレルギー対応は生活管理指導表に基づいて行います。  
詳細は園にご相談ください。
- 園外保育等のときは、弁当の持参をお願いする場合があります。あらかじめお知らせしますので、御協力ください。
- 献立内容等は各園の行事等で多少異なることがありますので、御承知ください。
- 春季・夏季休業保育期間、年末年始前後について、原則給食を提供しますが、3～5歳児について、給食センター等休業日、園全体の利用者数が10人未満等、給食を実施できない場合は、弁当の持参をお願いします。
- 給食センター等の施設保守点検や修繕のため、給食を中止することがあります。その期間、幼児は、弁当持参となりますので御協力ください。なお、期間については、あらかじめお知らせします。

## 7 食物アレルギー

### 豊田市こども園の給食における食物アレルギー対応について

豊田市では、食物アレルギーを有する園児の安全を最優先とし、健やかに成長できるように、以下の対応をとっています。アレルギーについては必ず園とご相談ください。

#### 1 対応方針（乳幼児共通）

◆対象のアレルゲン(原因食品)食品について完全除去対応(提供するか、しないか)を行います。

食品の量、調理方法等によつての対応は原則行いません。

◆ご家庭で食べたことのない食品は提供できません。

給食で提供される食品について、入園前にご家庭で食べていただくようお願いします。

◆医師の診断指示「園生活管理指導表」に基づき対応します。

食物アレルギーがある場合は、必ず医療機関を受診し、園生活での管理・配慮が必要か不要かについて医師の診断を受け、必ず園にご相談ください。

◆重度のアレルギー症状をお持ちの場合、給食の提供ができない場合があります。

コンタミネーション※等ごく微量で発症する可能性がある場合は、安全な給食の提供が困難なため、弁当を持参いただくようお願いいたします。

※コンタミネーションとは、食品を製造する際に、原材料としては使用していないにも関わらず特定原材料等が意図せず混入する場合があります。

#### 2 乳児給食について

◆園で食材を購入し、調理を行い、給食を提供します。

◆原則、園で除去食、代替食を提供します。

◆園から配布される乳児献立一覧表と乳児献立表を、園と保護者で確認し対応していきます。

#### 3 幼児給食について

◆給食センター等から調理・配送される給食を提供します。

◆対象のアレルゲン(原因食品)を含む料理・食品は提供しない対応を行います(無配膳対応)。

無配膳対応をした料理・食品の代替について、弁当を持参いただくようお願いいたします。

◆豊田市の給食における食品等の扱いについて以下のルールがあります。

・ソバ、ピーナッツの使用はありません。ナッツ類について、そのものは使用しませんが加工品や調味料にナッツ類が含まれている場合があります。

・卵・野菜は75℃で1分間以上加熱したものを提供し、生卵・生野菜は提供しません。

◆園から配布される献立一覧表と食物アレルギー原因食品一覧表を、園と保護者で確認し対応していきます。

◆園と小学校の献立は一部異なります。入学前に小学校の献立を確認するようお願いします。

# お子様のアレルギーについて、 入園前に医療機関で診断を受けましょう

①園から「園生活管理指導表」をもらう。



②医療機関を受診する。



③診断が確定し、園での管理が必要な場合は「園生活管理指導表」を  
医師に記入してもらう。



④園に「園生活管理指導表」を提出する。  
園生活におけるアレルギー対応について園と保護者で相談する。

もしかしてと思ったら、かかりつけ医に相談してみましょう

## 食物アレルギーと間違いやすい症状



### ヒスタミンによる 食中毒

鮮度の低下した赤身魚を食べると、魚  
中のヒスチジンがヒスタミンに変化し、  
じんましんなどの症状が出ます。

### 乳糖不耐症

牛乳を飲むとおなかが  
ゴロゴロすることがあり  
ます。これは、消化不良  
による症状です。



### やまいもやきゅうり等 による「仮性アレルギー」

野菜や果物の中には、食物アレル  
ギーと似た症状(かゆみなど)を引き起  
こす成分が入っているものがあります。



※食物アレルギーのある人でアトピー性皮膚炎を伴うことはありますが、アトピー性  
皮膚炎だからといって、食物アレルギーがあるとは限りません。

※一般的には、乳幼児期に発症した食物アレルギーの90%は、6歳までに治ると  
言われています。

「園生活管理指導表」が必要と思われる場合は、園に御連絡ください。

## 9 健康管理

乳幼児期は心身共に著しく成長し、人として健康な生活を送る基礎をつくるきわめて大切な時期です。子どもが元気にすくすくと育つために、家庭と園が十分連絡を取り合って子どもの成長を見守ることが必要です。園で子どもが楽しく過ごせるように御協力をお願いします。

### (1) 基本的な生活習慣を身につけましょう。

成長・発達途上の子どもが健康に過ごすために、「生活リズムの安定」を保つことが基本です。毎日の生活の中で「早寝・早起き」「一日3回のバランスの良い食事をとる」ことを繰り返すことで、十分な睡眠と栄養が取れ、元気に遊ぶことができます。大人中心の生活ではなく、子どもの生理的なリズムに合わせましょう。

- ①早寝、早起きをしましょう。夜9時には布団に入ることを目標としましょう。
- ②大人と一緒に朝食をしっかり食べましょう。
- ③朝、登園前にトイレに行きましょう。

### (2) 清潔について

- ① 手洗い、うがいは感染予防の基本です。子どもがかかりやすい感染症はウイルス性の病気が多く、手洗い、うがいで予防できるものも多くあります。家庭でも手洗い、うがいの習慣化に心掛けてください。
- ② 感染予防、けがの予防のために爪を短く整えましょう。長い爪は細菌、ウイルスが溜まりやすく不潔になります。また、友達の顔や手をひっかくと傷になってしまいます。
- ③ 毎日入浴し皮膚を清潔に保ちましょう。入浴後は清潔な肌着を着せてあげましょう。皮膚を汚れたままにしておくと感染症を引き起こす原因になります。入浴は病気から身体を守るだけではなく、精神的な安定も図れます。病気等で入浴ができない場合は手足やお尻、陰部、赤ちゃんの場合は首の周りも拭いてあげましょう。
- ④ 目や皮膚の病気の予防のため、髪の毛は短くするか、結んであげましょう。

### (3) 日頃の健康管理について

- ① 持病や体質的に配慮を要する場合は、あらかじめお知らせください。状況により、主治医の診断書等の提出をお願いする場合があります。  
例) 小児ぜんそく、アレルギー体質(過敏症)、ひきつけ、けいれん、関節がはずれやすい、医療的ケアがある、その他継続的に受診している病気等
- ② 熱がある等いつもと異なる体調の場合は、早めに休養し、ゆっくりと体調の回復を待ちましょう。また、解熱剤で熱を下げている日は自宅療養をして体調が回復してから登園しましょう。

- ③ 子どもは体温調節が未熟です。周囲の大人が季節や活動に応じてこまめに衣類を調節することで、次第に子ども自身に調節する力が養われます。着脱しやすく、活動しやすい衣服を整えてください。また、子どもは代謝が激しく、汗をかきやすいので水分を吸収しやすい下着を着せて登園させてください。

#### (4) 体調を悪くしたら

体調が悪い場合は、十分な栄養を取り、安静にすることが大切です。また、子どもの病気は急に状態が変わることもあります。体調の変化に合わせて早めに受診し、悪化しないようにしましょう。

**こんな時は家で様子を見て、早めに受診しましょう。**

- ぐずる、泣いてばかりいる
- 元気がなく、食欲がない
- 熱がある
- ぐったりしている
- 下痢、嘔吐がある
- 痛がる
- 湿疹などのブツブツがある
- 朝、なかなか起きられない
- 目やにが出ている

**※子どもは、自分の状態をきちんと伝えることが十分できません。朝の忙しい一時ですが、しっかりと目を合わせ、スキンシップをし、子どもの表情や体の状態など、小さな変化に気を配りましょう。**

#### (5) 薬の使用について

園では、原則、子どもに薬を飲ませる、塗る等はありません。

- ・保育時間中に薬が必要な場合は、可能な限り保護者が来園して実施して下さるようお願いします。
- ・受診した医療機関で現在通園していることを伝え、保育時間中に薬を使用しなくてもよいように使用時間や薬の種類の変更等が可能なかを相談してください。
- ・上記が共にできない場合は、園に相談してください。
- ・医師の指示に基づかない市販薬等の対応はできませんので、御了承ください。

#### (6) 病児保育について

病気やけがの回復期にあり、集団保育が困難な場合に、病児保育室の利用ができます。詳細は園にある「豊田市病児保育事業利用のご案内」を参照ください。ただし、施設利用定員は限られていますので、良き協力者を探しておくことも大切です。

##### 病児保育室

- すくすくの森 (すくすくこどもクリニック隣) 豊田市東山町 2-2-9 Tel80-1633  
ぴよっこ (豊田厚生病院内) 豊田市浄水町伊保原 500-1 Tel43-5082  
ぴーぽらんど (トヨタ記念病院) ※実施方法・使用様式等が異なるので、トヨタ記念病院のホームページで確認してください

## (7) 園での定期健康診断等について

- ① 病気や異常を早期発見するために園医等による定期健康診断を実施します。(内科、歯科、尿検査、視力検査(年中・年長のみ))  
診断の結果、疾病や精密検査等のお知らせがあった場合は、速やかに医療機関を受診してください。
- ② 相談事項等があれば事前に配布する「定期健康診断事前調査票」に御記入ください。
- ③ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、この健康診断とは内容が異なりますので、別に市から届いた通知に従って必ず健診を受けてください。

## (8) 園で体調が悪くなったら

体調が悪くなった場合は、連絡します。早めにお迎えに来ていただき、医療機関を受診してください。園で感染症が流行している時は、受診の際、現在通園している園で感染症が流行していることを医師に伝えてください。

けがをした場合は応急処置をし、状況を連絡します。必要に応じてお迎えをお願いする場合があります。

<こんな時は連絡します。御理解と御協力をお願いします。>

- ・ 発熱や頭痛、腹痛、おう吐、下痢等で状態が回復しない
- ・ いくつかの症状が重なって見られる
- ・ 食事や水分がとれない
- ・ いつもと様子が違う
- ・ 地域の感染症の流行状況から判断した場合

## (9) 感染症について

- ① **子どもや同居家族が感染症にかかったら、直ちに園へ連絡してください。**
- ② 感染症によって、医師の指示により他の児童へ感染のおそれがないと判断されるまで登園停止となるものがあります。(学校保健安全法施行規則18条)
- ③ 登園停止となった感染症の内、治ゆした証明が必要な場合があります(下表1のとおり)。提出が必要な場合は園から指示させていただきます。提出の方法については、下記のとおりです。  
豊田加茂医師会加盟医療機関に「治ゆ証明書」が置いてあります。医療機関で証明を受け、登園時に、園へ提出してください。豊田加茂医師会に加盟している医療機関で受診した場合の文書料(証明料)は、豊田市で負担します。  
(豊田加茂医師会加盟でない医療機関で、治ゆ証明書が発行された場合の文書料は保護者負担となります)
- ④ 感染力が非常に強い感染症(インフルエンザ等)については感染拡大防止のため、クラス等に対して登園自粛の措置をとることもあります。御承知ください。
- ⑤ 予防接種により、発症を予防できる感染症があります。市から予防接種の通知が来たら、体調を整えて早めの接種をお願いします。
- ⑥ 清潔、不潔に関係なく、年間を通してアタマジラミの発生が見られます。髪の毛から髪の毛へと付着し広がりますので発生したら直ぐ駆除等に御協力ください。

表1 治ゆ証明書が必要な感染症 (R5.11 時点)

感染症		登園停止期間の基準
治ゆ証明書が必要な感染症	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	※インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
	※新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間が経過するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎、結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
備考	伝染性紅斑（りんご病） とびひ、手足口病、ヘルパンギーナ、 感染性胃腸炎 等	治ゆ証明書は不要ですが、医師の判断により集団生活が困難と判断された場合は、登園できないことがあります。

※インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症については当面の間、治ゆ証明書は不要です。ただし、登園停止期間の基準を過ぎてから登園するようにしてください。

### (10) 新型インフルエンザ等が発生した時

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が行われます。

必要に応じて、保育施設の臨時休園を行う場合があります。

## 10 家庭の協力

### (1) 登降園について

- ① 時間は守ってください。
- ② 登降園は安全な道を選び、毎日決めた道を通りましょう。また、歩くときは必ず手をつなぎましょう。
- ③ 登降園時の送迎は、保護者の方で責任をもっていただき、交通事故防止につとめてください。門扉は保護者の方で責任をもって開閉をしてください。鍵は必ず閉めましょう。
- ④ 中途時間に降園する時、又は保護者以外の方が迎えに来る時は事前に連絡してください。
- ⑤ 欠席する時や、長期欠席後登園する時は事前に連絡してください。
- ⑥ 車を利用される場合は、下記のことを守ってください。
  - 決められた場所に駐車し、必ずエンジンを止め、施錠をしてください。
  - 車上ねらいが多発していますので、車内にはバッグ等を絶対に置かないようにしてください。
  - 車からは親が先に降り、必ず子どもの手をつないでください。
  - 車中に子どもを残さないでください。

### ⑦ 降園後は、園庭で遊ばずに帰りましょう（延長保育時間も同様）

延長保育児が外で遊ぶ、駐車場が混雑する、暗くなると危険等のため

### ⑧ 駐車場を利用される方は下記のことを守ってください。

★園舎北駐車場は十分な駐車台数がないことをご了承ください。

駐車場での立ち話や子どもを遊ばせることは絶対に禁止です。ルールを守り、速やかな移動をお願いします。

★Vドラックの駐車場は使用できません。園駐車場に停めたままの買い物もお控ください。

**登降園の受付を始め、園への連絡などは保育支援アプリ（コドモン）にて行います。**

### (2) しつけについて（親がまず自らよいお手本を示すようにしましょう。）

- ① 早寝・早起きの習慣をつけましょう。
- ② 大人と一緒に朝食をとりましょう。
- ③ 登園前に排便の習慣をつけましょう。
- ④ 朝夕のあいさつはすすんでしましょう。
- ⑤ 安全の習慣を身につけましょう（交通事故、水難事故、誘拐事件等の防止）。
- ⑥ テレビ・ゲーム等は時間を決めましょう。
- ⑦ スマホやパソコンの使用は控え、ふれあいを大切にしましょう。

### (3) 休園日について

休園日は、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日から翌年の1月3日まで）、災害等の発生が予測される場合 です。

#### (4) 保護者の緊急連絡先について

- ★子どもの急病などの連絡に備え、連絡先を明確にし、園との連絡を密にしてください。携帯電話の番号や勤務先が変更になった時には必ず知らせてください。
- ★特に仕事の休みの日や勤務場所がいつもと違う等、園に登録してある連絡先が異なる場合は必ず事前にお知らせください。
- ★就労要件で入園されている方については原則勤務先にまず連絡をさせていただきます。仕事が休みでお子さんを預けられる場合は連絡先を担任に伝えるようにしてください。

#### (5) 諸連絡について

- ① 園がアプリで送信する連絡、たより等に必ず目を通してください。
- ② コドモンにて毎日検温の入力をお願いします。  
迎えに来る人、迎え時間がいつもと変わる等の際はコドモンにてお知らせください。

#### (6) 写真について

写真屋による撮影をした写真を販売します。5歳児を中心とした行事を優先するために年齢によって枚数などに差が出てまいります。ご理解ください。(販売方法など別紙参照)

#### (その他)

- ① お子さんの顔や体に理由のわからない傷があった時には虐待を疑い、園は市に報告する義務があります。怪我をした時などは必ず登園時にお知らせください。
- ② 行事の時など衛生上の都合により、園ではスリッパを用意しません。上履きを持参してください。祖父母の方にもお知らせください。
- ③ 園職員への土産、感謝、お祝いなどの意味での贈答品は公務員法に抵触しますので、ご遠慮ください。お気持ちのみいただきます。
- ④ 給食は安全のため、配送されてから2時間以内に食べることで市で決められています。登園が遅れ、12:30を過ぎる場合は食べることができません。
- ⑤ お子さんの着替え袋にパンツがなかった時には、衛生面を考慮して新品のパンツを履かせますので、返却時に同じサイズの新品のパンツを返却してください。
- ⑥ 保育時間中の担任の呼び出しはご遠慮ください。
- ⑦ 子どものこと、保育に関することはこども園に気軽にご相談ください。
- ⑧ 住所、勤務先の変更、家族の人員に異動(結婚、離婚、祖父母との同居・別居、死亡など)、保育料算定者の市民税額更正等があった時は、速やかに連絡をし、申請等してください。
- ⑨ 退園される場合は、原則15日前までに申し出てください。15日前を過ぎた場合、過ぎた日数分の保育料が発生する場合があります。

## 1 1 災害等の発生が予測される場合の登降園等

豊田市では、台風時や地震時及び大雨による災害事故を防ぐため、この地方に警報が発表された時の登降園について、次のようにとり決めておりますので御協力ください。

また、暴風警報等の気象情報については、テレビ、ラジオ、インターネット等の放送又はひまわりネットワークの気象情報を御確認ください。

豊田市内気象警報等の区域については以下の2区域となります。

・西三河北西部 ⇒ 豊田市西部（下記以外の地区）

・西三河北東部 ⇒ 豊田市東部（旭、足助、稲武、下山地区）

### ◆上記園所在区域に「暴風警報」が発令された場合

①警報が発令されて午前6時まで解除された場合は、平常通り保育します。

②午前6時まで警報が解除されない場合は、当日の保育を中止します。

③園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。

④注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

※園所在区域に「暴風雪警報」「特別警報」が発令された場合も、「暴風警報」発令時と同様の対応となります。

### ◆上記園所在区域に「大雨警報・洪水警報」が発令された場合

原則保育を実施しますが、園が危険と判断した場合は当日の保育を中止します。

※前日までに台風の接近や、災害級の大雨等が予報されている場合には、翌日の保育を中止する場合があります。該当する場合にはコドモンから連絡しますので、御理解・御協力をお願いします。

### ◆給食について

①午前6時まで暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食はあります。

なお、保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間・状況により給食を実施できない場合がありますので、御承知おきください。

②前項の規程にかかわらず気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止することがあります。

この場合においては、給食を中止する日の前日の午前11時まで、コドモンアプリにて連絡します。なお、当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はありませんので、弁当を持参してください。

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

※特定の地域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難指示等が発令された場合は、園の指示に従ってください。

※豊田市から「警戒レベル3・4」が発令された地域の方は速やかに避難してください。

### ◆地震が発生した場合

①豊田市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、園から指示があるまで自宅待機とします。

②園児が園にいる時に震度5弱以上の地震が発生した場合は、速やかに迎えにきてください。

③南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、園からの指示に従ってください。

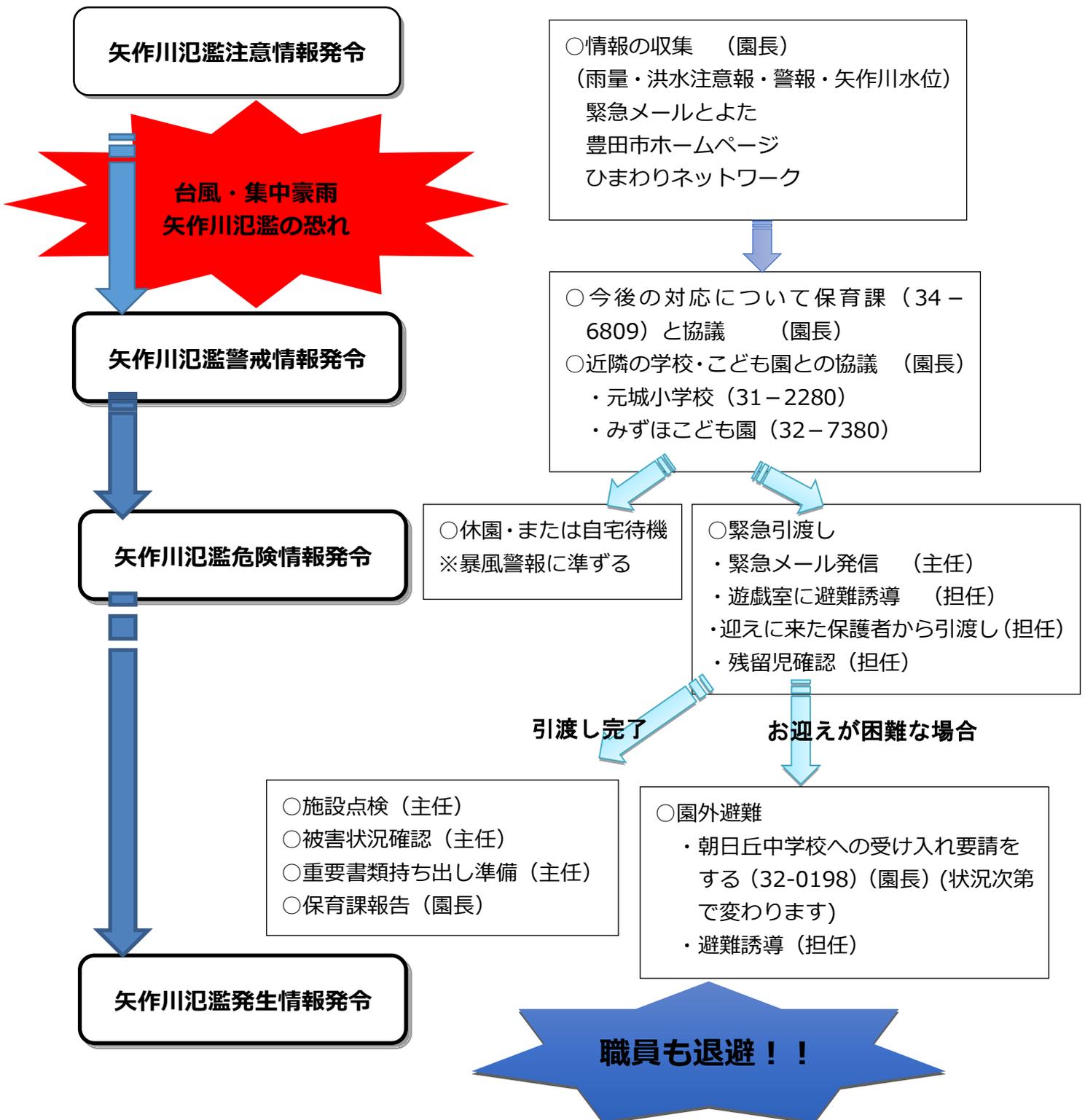
### ◆Jアラートが発信された場合

①登園前に発信された場合は、園から指示があるまで自宅待機してください。

②保育中に発信された場合は、園からの指示に従ってください。

# 河川氾濫時における緊急対応マニュアル

豊田市立挙母こども園



挙母こども園は矢作川に近く、河川の氾濫の危険が高い地域です。それに伴い、挙母こども園は暴風警報、暴雨警報に関わらず、矢作川が氾濫の危険がある場合、休園または自宅待機、緊急引き渡しを行い、子どもの安全を守っていきますのでご了承ください。

## 12 保育料等

### こども園等の保育料

#### (1) 保育料の種類

こども園等の保育時間は以下の4つに分かれます。

【A】基本保育時間	午前8時30分から午後3時まで（月～金曜日）
【B】早朝保育時間	実施している園もあります。
【C】延長保育時間	実施内容は園によって異なるため、詳しくはこども園
【D】土曜日保育時間	等一覧を参照してください。

7:30	8:30	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
早朝 保育 時間 【B】	基本保育時間【A】（月～金曜日） 月額料金は市民税所得割額等による	延長保育時間【C】 月額				
		(16:00まで) 1,000円	→	(17:00まで) 2,000円	→→	(18:00まで) 3,000円
月額 1,000 円	土曜日保育（基本保育時間土曜日）【D】 ※一部の園は正午まで 月額 1,600円（正午までの園は800円）	(19:00まで) 4,000円	→→→→			

※記載の金額は乳児（0～2歳児）の料金です。幼児（3～5歳児）の料金は0円です。

#### (2) 【A】基本保育料

平日の午前8時30分から午後3時までの保育にかかる保育料です。

保護者の市民税所得割額等に基づき、基本保育料を決定します。ただし、調整控除以外の各種税額控除（住宅借入金等特別税額控除やふるさと納税等）は加味しません。

幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所については、この他に実費徴収（施設整備費・園独自の教育経費等）がある場合があり、実費徴収分は無償化の対象外となります。実費徴収の詳細については、直接園にお問合せください。

階層	市民税所得割額	0～2歳児	3～5歳児
A	生活保護世帯	0円	0円
B01・B91	市民税非課税		
C01・C91	48,600円未満		
C02・C92	57,700円未満		
C03・C93	77,101円未満		
D01	97,000円未満	12,000円	0円
D02	169,000円未満	15,000円	
D03	301,000円未満	32,000円	
D04	301,000円以上	37,000円	

### (3) 【B～D】早朝・延長・土曜日保育料（以下、「延長保育等」という。）

延長保育等は、保護者の就労形態等に応じて保育を実施します。

#### ア 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は、延長保育等は利用できません。

#### イ 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書（園で配付）
- ・延長保育等が必要である旨を証明する、要件証明書（就労証明書等）

#### ウ 申込み

延長保育等の申込み、変更及び取消しは、利用前月の 25 日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

#### エ 保育料

	0～2 歳児（D階層のみ）	・0～2 歳児 （A～C階層） ・3～5 歳児
【B】 早朝保育料	月額 1,000 円を加算 ※午前 8 時から午前 8 時 30 分までの園は月額 500 円を加算	0 円
【C】 延長保育料	1 時間ごとに月額 1,000 円を加算	
【D】 土曜日保育料	月額 1,600 円を加算 ※午前 8 時 30 分から正午までの園は月額 800 円を加算	

#### オ その他

幼保連携型認定こども園の 3～5 歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、延長保育等を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

## 基本保育料の算定方法

### (1) 基本保育料の算定方法

基本保育料は、保護者の市民税所得割額によって算定されます。

算定の対象となる保護者

ア 父	
イ 母	
ウ 家計の主宰者	父、母ともに市町村民税非課税の場合は、 父母以外の同居の直系血族（祖父母等）及び高校生以上の兄弟のうち、最も市町村民税額が高い方

なお、父母が別居している場合や、離婚後同居している場合も両親が算定の対象となります。

### (2) 基本保育料の階層

こども園等の保育料（2）【A】基本保育料の表において、算定者の市民税所得割額の合計額が該当する階層が基本保育料の階層となります。

- (3) 保育料の多子軽減** ※A～C階層は、保育料は無料のためD階層のみ適用  
多子世帯においては、その子どもが何人目の子どもかによって、基本保育料等の軽減措置があります。

**【兄弟判定】**

生計を一にする兄弟をすべてカウントして何人目の子どもかによって判定します。同居の兄弟は生計を一にするとみなしますが、別居の兄弟の場合、就労、婚姻、海外に居住している場合は生計を一とはみなしません。別居の兄弟であっても生計を一としている場合は、別途書類の提出が必要です。

**【0～2 歳児 保育料の多子軽減表】**

	階層	基本保育料	延長保育料等
第1子	D01 以上	軽減なし	軽減なし
第2子	D01 以上	半額	半額
第3子以降	D01 以上	0円	0円

**(4) 基本保育料の再算定**

最新の税額で保育料を算定するためには基準年度の変更が必要になります。  
毎年9月分の保育料の算定から基準年度の変更を行うため、9月分から保育料が変わることがあります。



- ※1 令和5年度市民税所得割額とは令和4年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。
- ※2 令和6年度市民税所得割額とは令和5年1月1日～12月31日の所得に応じて課税されます。

**保育料の支払方法**

保育料の納付は口座振替をお願いします。

**(1) 手続**

入園時にこども園でお渡しする「豊田市市税等預金口座振替依頼・自動払込申込書」に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関又は郵便局に提出してください。

なお、当初入園における提出方法は、園から指示があります。

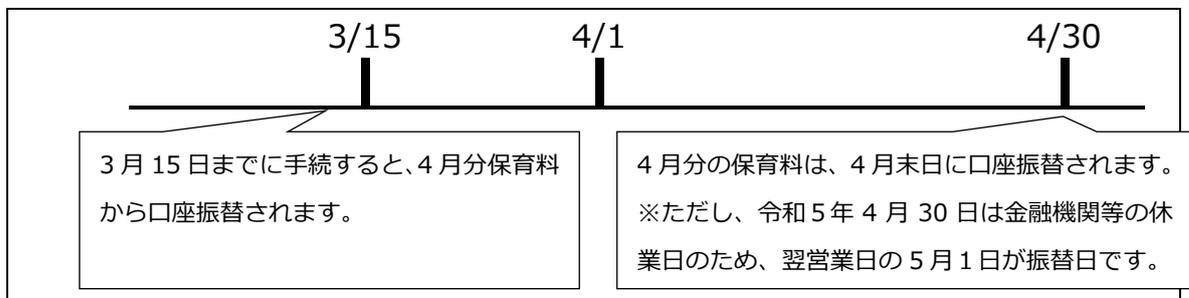
毎月15日で締切り、翌月分保育料から口座振替が開始されます。

**(2) 振替日**

毎月月末（ただし12月は25日）に当月分保育料を振替します。

ただし、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日が振替日です。

(例) 4月分保育料から口座振替したい場合



### (3) その他

幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所は、各園等が保育料を徴収しますので、直接園等へお問合せください。

令和6年度の振替日は以下のとおりです。

月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
日付	4/30	5/31	7/1	7/31	9/2	9/30	10/31	12/2	12/25	1/31	2/28	3/31

※延長保育等利用によって追加で発生した保育料や、残高不足で引落しができなかった保育料については、対象月の翌月の振替日に翌月分保育料と合わせて再振替します。(再振替は対象月毎に1回のみ)

給食費は対象ではありません。

## 春季・夏季休業保育

春季休業保育及び夏季休業保育期間中は、保護者の就労形態等に応じ保育を実施します(一部の園を除く)。

### (1) 利用できない場合

家庭保育が可能な場合は利用できません。[仕事を休む日も利用できません。](#)

### (2) 提出書類

- ・早朝保育等及び春季休業保育等申請書(園で配付)
- ・要件証明書(就労証明書等)

### (3) 申込み

事前に利用希望調査を行います。

春季・夏季休業保育の申込み、変更及び取消しは、利用前月の25日までに園に申請書を提出してください。原則として、期限を過ぎてからの変更はできません。

### (4) 春季休業保育及び夏季休業保育期間中にこども園等を利用しない場合の基本保育料

区分	利用しない期間	各月の基本保育料	
春季休業	卒園式※翌日～3/31	3月	基本保育料×16/25
	4/1～入園式※前日	4月	基本保育料×16/25
夏季休業	7/21～7/31	7月	基本保育料×16/25
	8/1～8/31	8月	0円

※公立こども園以外の場合、園によって卒園式・入園式の日付が異なる可能性があります。その場合、公立こども園の卒園式・入園式の日付に合わせて保育料が計算されます。詳しくは園に御確認ください。

## (5) その他

幼保連携型認定こども園の3～5歳児のうち、保育の必要性がない（1号認定）場合は、春季・夏季休業保育を利用できません。

ただし、各園が実施する預かり保育を利用できる場合がありますので、直接園にお問合せください。

### 給食費等（保育料以外に毎月かかる費用）

以下の支払については、「12 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用」を参照してください。詳細については別途園から指示があります。

#### (1) 給食費（3～5歳児のみ）

月4,000円程度（1食210円）です。

階層変更により、有料か無料が変わることがあります。

なお、給食費は改定されることもありますので、御承知おきください。

階層	0～2歳児	3～5歳児
A・B・CとDの第3子以降※	保育料に含まれる	無料
Dの第1子、第2子	保育料に含まれる	有料

※D階層は、小学校3年生以下の兄弟のみカウントして第3子以降。

#### (2) 保護者の会費

拳母こども園の場合、月500円程度かかります（保護者の会主催の行事等にかかる費用）。

#### (3) 災害共済制度（日本スポーツ振興センター）

万一の事故、災害に備えて加入していただく制度です。保育中及び登降園中の事故、災害に対して給付されます。共済掛金（保護者負担額）は年額240円又は200円です。（園によって異なります）

※豊松、上鷹見、則定、冷田、大蔵、杉本こども園については、制度上、日本スポーツ振興センターの災害共済に加入できないため、民間損害保険会社の傷害保険に加入いたします。保険料（保護者負担額）は、日本スポーツ振興センターに準じます。

月々の保育料等は納付期限内にお支払ください。以下は、万が一保育料等が未納になった場合の取扱いです。

### (1) 延滞金の発生

納付期限までに支払がなかった保育料に対して、延滞金が発生します。  
詳しくは、対象者に送付する督促状の裏面を確認してください。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分（給食費は含まない）

### (2) 児童手当等からの徴収

児童手当法に基づき、保育料等が一定の期間未納となっている場合に限り、児童手当等を保育料等の支払に充てたいと考えています。

児童手当等からの支払には、あらかじめ申出書を提出する必要があるため、教育・保育施設等利用申込書内【児童手当・特例給付に係るこども園保育料等の徴収に関する申出書】欄への御記名をお願いします。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等・給食費の未納分

#### 【注意事項】

未納額によっては、兄弟姉妹分の児童手当等も支払に充てる場合があります。  
児童手当等から保育料等未納分を差し引き、残った金額があればその差額が支給されます。

### (3) 滞納整理業務を市債権管理課へ移管

督促状発送後納付がない場合は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき、市債権管理課が催告や差押等法的手続による滞納整理を予告なく行います。

#### 【対象となる保育料等】

基本保育料・延長保育料等の未納分

### (4) 入園決定

過去に保育料等の未納がある場合（既に卒園した子どもの未納を含む）は、こども園等に入園できない場合がありますので、保育課に連絡を取るとともに、早急に納付をお願いします。

各施設における無償化対象（○：対象、×：対象外）

分類	対象施設・事業 (分類を越えた併用は原則 不可。市外施設も対象)	保育要件あり ※1 (共働き等)		保育要件なし (専業主婦(夫)等)	
		利用料	在籍園での 預かり保育	利用料	在籍園での 預かり保育
①	私立幼稚園 青木、豊田星ヶ丘、松平大和、飯野ひかり	○ ※2	○上限あり ※3	○ ※2	×
②	私立幼稚園 ①以外の幼稚園	○上限あり ※2,4	○上限あり ※3	○上限あり ※2,4	×
③	認定こども園	○ 延長も対象	○上限あり ※3	○ ※2	×
④	こども園、小規模保育事業所、事業所内保育 事業所	○ 延長も対象		○	
⑤	企業主導型保育施設	○		×	
⑥	認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保 育事業、ファミリー・サポート・センター事 業（預かりのみ）	○上限あり ※5		×	
⑦	障がい児通所施設 (放課後等デイサービスを除く)	○ 分類①から⑥との併用可			

※1 保育要件ありとは、同居の保護者（父、母とも）が以下に該当する場合

就労（月 60 時間以上）、出産、病気・障がい有り、同居親族の看護・介護、就学（月 60 時間以上）、通園・通学の付き添い（月 60 時間以上）、求職活動、災害

※2 満 3 歳を含む

※3 月 1.13 万円まで。満 3 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 1.63 万円まで。

※4 月 2.57 万円まで。授業料、入園料のみが対象。

※5 合計月 3.7 万円まで。0 歳児から 2 歳児の住民税非課税世帯の場合は月 4.2 万円まで。認可外保育施設は市 H P に無償化対象施設の一覧を掲載。

### 13 状況が変わった場合の手続について

#### 【具体的な手続の例】

状況	教育・保育給付 認定 変更申請書	要件証明書	時間外変更 申請書等	退園届	備考
離婚・結婚、祖父母と同居・別居など世帯構成が変わった場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
市外へ転出する場合	-	-	-	○	【期限】退園日の15日前
・税額が変わった場合 ・生活保護の受給を開始・廃止停止した場合 ・世帯員が障がい認定を受けた場合	○	-	-	-	【期限】変更になった翌月1日
入園要件が変わる場合 ・仕事の退職・休職 ・出産予定月後2か月経過 ・診断書内期間を終了 ・退学 等	○	○	-	-	新しい要件証明書 ※入園要件不要年齢は教育・保育給付認定変更申請書のみでも可 ※求職活動申立書を提出する場合は、求職活動開始後2か月以内に就労証明書を提出することが必要
就労証明書等の内容を変更する場合	○	○	-	-	就労時間・育休期間等全項目の変更に必要
早朝保育及び春季休業保育等の申込み、変更及び取消し	-	○	○	-	【期限】利用前月の25日 ※就労要件の場合の就労証明書を事業所に証明してもらう必要あり

※書類は園にあります。期限までに園へ提出してください。

申請に基づき教育・保育給付認定等を変更します。

この他にも変更の手続が必要な場合がありますので、園又は、保育課に御相談ください。

※市外へ転出する場合、転出日前日の月末まで登園可能です。ただし、5歳児が2月2日以降に転出する場合は、3月末（卒園）まで登園可能です。

#### ◎申込書等に虚偽の内容があった場合

年度の途中でも退園していただきます。

なお、年間を通して就労実態調査を行いますので、こども園等の適正運営について、御理解と御協力をお願いします。

#### ◎長期間、園をお休みする場合

以下の条件に該当する場合は退園となります。(旧幼稚園型の認定こども園の幼児を除く。)

- ・1か月の間（31日以上）連続して欠席したとき。
- ・3か月間連続して各月の開所日数の過半数を欠席したとき。

※4月1日から入園式の前日まで、7月21日から31日まで、8月1日から31日まで、及び卒園式の翌日から3月31日までの間で、春季休業保育、夏季休業保育を利用しないときは上記日数から除くことができます。

## 14 保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）の利用

以下のとおり保育支援アプリ（コドモン・エンペイ）を利用します。

※利用には保護者スマホ等からアプリのダウンロードや登録が必要です（登録方法や登録に必要なID・パスワードは園から別にお知らせします。）。

### コドモン

#### 〈活用する主な機能〉

	機能名	使用用途
1	登降園管理	登降園時間の打刻、出欠・遅刻の連絡、迎えの変更などを行います。
2	給食申請	給食を申請する際に使用します。
3	お知らせの配信	園だよりなど保護者宛てのお知らせを配信します。
4	アンケート機能	保護者向けにアンケートを行う際に使用します。
5	行事予定	各園の行事や休園日等を確認する際に使用します。

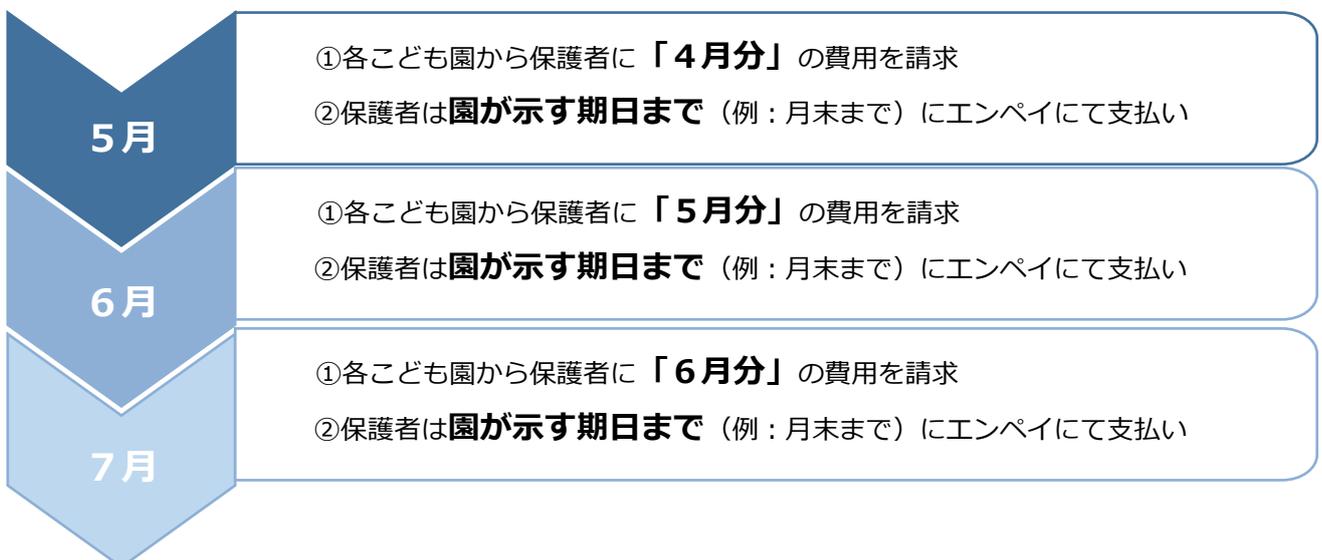
※日々の登降園管理や給食の申請については、コドモン上で行うこととなりますので、忘れずに登録をお願いします。

### エンペイ

給食費、諸費（保護者の会費、絵本代など）、一時保育料、災害共済掛金の保護者負担金についてはエンペイを用いて園から保護者に請求します。

※支払い方法を記載したマニュアルは、コドモンにて配信します。

#### 〈支払の流れ〉



## 15 その他の取組

### 紙おむつのサブスクについて

(運用開始：令和4年度)

公立こども園では紙おむつのサブスクを導入しています。利用を希望される場合は、提供事業者のお申込みフォームからお申込みください。(希望者のみ)

(1) 対象施設

公立こども園の0～2歳児

(2) 利用方法

本サービスの事業者（BABY JOB 株式会社）と各自で契約を結ぶことで利用可能。

QRコードまたはコドモンのリンク集から登録をして下さい。

【コドモン】アプリ内の「その他」メニュー → 施設からのリンク集

(3) 利用料金

1か月2,508円(税込)(令和5年12月現在)

(4) 紙おむつ・おしりふきの種類

紙おむつ：マミーポコ

おしりふき：ムーニー

(5) 登録期限

利用開始の前月25日まで(4月入園の場合、3月25日まで)

25日を過ぎて登録した場合は、園の先生に「おむつのサブスクを登録しました。」とお声掛けください。なお、日割り計算はできないため、月途中開始の場合はご注意ください。

(6) 解約について

前月の月末までにBABY JOB 株式会社の専用ページから解約手続きを行うと、翌月から利用停止ができます。(日割り計算はありませんので、月途中解約でも1か月分料金が発生します。)

お申込みフォーム



### お昼寝ベットについて

(運用開始：令和5年度)

公立こども園では、保育室内の安全性や衛生面(各種感染症対策等)の充実を図ること、また保護者の負担軽減を目的として令和5年度からお昼寝ベットを導入します。

(1) 対象

公立こども園の0～3歳児

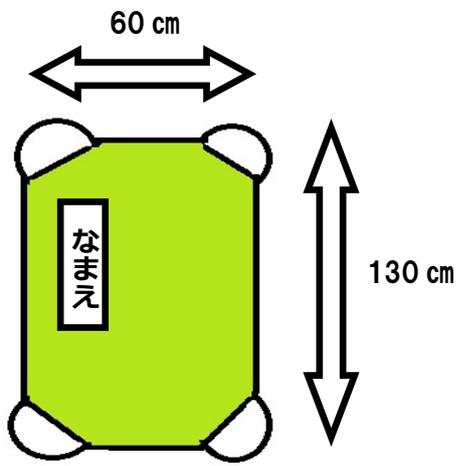
(2) 導入によるメリット

保護者：布団の用意が不要、布団の持ち運び・布団干しの負担軽減

子ども：衛生環境の向上<新型コロナウイルスを始めとする各種感染症の感染拡大の防止、埃・ダニの繁殖の抑制、睡眠の安定 など>

(3) 家庭で用意していただくもの

○お昼寝ベット用シーツ 2枚(洗い替え用)

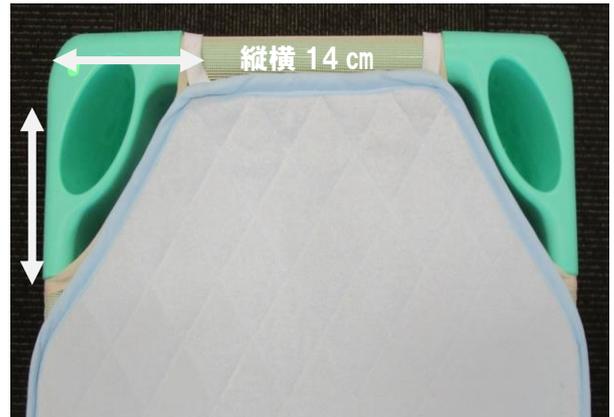


- ・ベッドの大きさにあった左のサイズのもの  
を市販品又は作成してご準備ください。
- ・生地は自由です。
- ・作成する場合は、
  - \* 布 (タオル地、キルティング地など)
  - \* ゴム 4 本 (目安 : 横 2~3 cm×長さ 35 cmほど)
  - \* 四隅を縦横 14 cmほど三角形に折る  
を使ってください。
- ・シーツの左上に名前を付けてください。

【作成する例】



【市販品の例】



- 掛布団に代わるもの  
(夏) タオルケット (冬) 毛布  
季節によって使い分けてください。

○シーツ入れ袋

休みの前日にシーツとタオルケット等を袋に入れて持ち帰り、洗濯をして翌週にシーツ袋に入れて持ってきてください。エコバックなどのスーパー袋位の大きさの袋を用意してください。名前を記入してください。



(4) その他

- ・枕は不要です。
- ・シーツや掛布団にかわるものは、体調や気温によって変えて頂くことは可能です。
- ・ベッドのイメージ図とサイズ

【サイズ】縦 134 cm×横 60 cm×高さ 12.3 cm



こども園等一覧（地区別五十音順）

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	1	朝日	日南町 5-15-2	32-2212	3-5歳児	3歳児	午前8時30分～午後5時	—	○	公幼
	2	五ヶ丘大和	五ヶ丘 2-19-1	88-1237	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	3	井上	井上町 9-60-1	45-5010	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	4	伊保	保見町権堂坊 28	48-8188	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	5	いぼばら	大清水町南岬 1-280	31-3340	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	6	今	今町 7-50-2	28-2285	3-5歳児	3歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	7	うねべ	畝部西町伊勢神 1-1	21-0405	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	8	梅坪	梅坪町 1-14-1	32-2057	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	9	永新	永覚新町 5-193	29-0732	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	10	大畑	篠原町片坂 40-6	48-8288	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	11	大林	大林町 14-11-13	28-0012	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	12	上郷	上郷町郷下 15	21-1830	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	13	上鷹見	上高町古白 344-2	41-2219	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	14	ツズウとた	西町 1-76	36-5025	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	小規模
	15	越戸	越戸町松葉 52-2	45-1073	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	16	こじま	金谷町 7-30	32-2281	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	17	駒場	駒場町新生 69	57-2413	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	18	拳母	拳母町 5-58	32-0199	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	19	拳母ルーテル	桜町 1-79	32-1764	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	20	浄光	宮町 3-64	32-3635	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	21	浄水ひかり	浄水町南平 101	63-5680	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	22	浄水松元	浄水町南平 100	45-6884	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	23	寿恵野	鴛鴨町畔畑 227	28-2403	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	24	住吉	住吉町 1-6-3	52-3807	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	25	青松	朝日ヶ丘 6-41	34-0065	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	26	第二いぼばら	大清水町原山 108-7	85-0160	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	27	第二青松	朝日ヶ丘 6-45	35-0015	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	28	第二わかば	若林東町上り戸 13-3	41-7830	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	29	たかね	和会町鳥手 167	21-0404	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	30	高橋	水間町 4-155-1	88-8088	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	31	たかはら	高原町 5-73-2	34-5141	6か月-2歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	私保
	32	高美	若林西町長根 64	52-3706	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	33	竹村	中町経塚 4	52-8508	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	34	中央	四郷町山畑 78-2	45-0066	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	私保
	35	堤	本田町本田 1	52-3053	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	36	堤ヶ丘	堤町道仙 65	52-0166	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	37	寺部	上野町 1-173	80-2194	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	38	東海	神池町 2-1236	88-0599	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(こ)
	39	童子山	小坂町 16-51	32-3566	4-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	40	透成	西広瀬町清水 30	41-2550	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
豊田	41	渡 刈	渡刈町 3-98	28-8300	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	42	トヨタ	水源町 1-1-1	28-2198	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼
	43	豊田聖霊	聖心町 4-10-6	28-2178	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	44	豊田大和キッズ	今町 1-6-2	27-5678	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保
	45	豊田東丘	宝来町 4-758-274	89-7570	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	46	豊 松	豊松町狐塚 120-4		3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	47	ナースーハウス	平芝町 2-2-5	77-6406	4 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	小規模
	48	中 金	城見町須田口 6	41-2238	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	49	中根山	高岡本町双葉 60	52-3029	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	50	名古屋柳城短期 大学附属豊田	市木町 3-19-7	80-0198	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	51	根 川	下林町 7-41	32-1082	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	52	野 見	美里 5-19	80-0650	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	53	林 丘	大林町 10-15-2	28-1074	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	午後 6 時 まで	○	認(幼)
	54	東広瀬	東広瀬町蔵屋敷 19-1	41-2112	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	55	東保見	保見ヶ丘 4-6-1	48-2221	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	56	東 山	渋谷町 3-978-36	80-6074	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	57	ひかり	矢並町大坪 901-2	80-2280	3-5 歳児	—	午前 8 時 ～午後 4 時	正午まで	○	公保
	58	ひなたぼっこ	若宮町 2-70	34-5008	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所
	59	平 井	百々町 4-20	80-2193	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	60	平 山	平山町 1-10-1	28-6187	3-5 歳児	3 歳児	午前 8 時 30 分～午後 5 時	—	○	公幼
	61	広 沢	舞木町焼山 1102-23	44-0288	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	62	藤 藪	豊栄町 3-120	28-4717	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	63	保見ヶ丘	保見ヶ丘 5-1-1	48-1500	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)
	64	本 地	本地町 2-51-1	27-2662	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保
	65	益 富	志賀町箕平 77-1	80-0365	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	66	松 平	九久平町築場 52	58-0070	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	67	丸 山	丸山町 3-30	28-0744	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	68	みずほ	瑞穂町 2-5	32-7380	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)
	69	御 船	御船町山屋敷 78-30	45-1215	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
	70	宮 口	宮口町 2-50	32-6727	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保
71	美 山	美山町 4-47-1	41-8812	6 か月-2 歳児※	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(幼)	
72	みるみる園	京町 4-3-9	31-5875	6 か月-2 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	事業所	
73	美 和	百々町 9-43	88-2230	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
74	杜のひかり	大清水町大清水 100-1	45-9966	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
75	山之手	山之手 1-78-1	28-1101	4-5 歳児	—	午前 8 時 30 分～午後 3 時	—	—	公幼	
76	竜 神	竜神町神田 60	28-8200	6 か月-5 歳児	0-2 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	認(こ)	
77	若 園	中根町永池 192-18	52-3820	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	公保	
78	わかば	若林東町上外根 86-2	52-1838	4 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 7 時	○	○	私保	
79	若 林	若林東町東山 47-1	52-8350	6 か月-5 歳児	0-3 歳児	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	
80	若 宮	若宮町 6-2-5	32-3200	6 か月-5 歳児	全学齢	午前 7 時 30 分～午後 6 時	○	○	公保	

地区	No	園名	所在地	電話 (0565)	受入れが可能な学齢	入園要件が必要な学齢	保育時間	土曜日 保育実施	春・夏季 休業保育実施	認可等
藤岡	81	飯野	藤岡飯野町出口 1122	76-2667	5か月-5歳児	全学齢	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	82	石畳	白川町大根 1271-1	76-1998	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	83	木瀬	木瀬町浜居場 248-1	76-1765	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	84	中山	西中山町蔵屋敷 136-1	76-4436	6か月-5歳児	0-3歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	85	中山松元	西中山町後田 93-6	76-3033	6か月-2歳児※	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	認(幼)
	86	御作	御作町日沢 1060-20		6か月-5歳児	0-2歳児	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
小原	87	大草	小原町北洞 268-2	65-2045	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	88	道慈	乙ヶ林町下立 122-1	65-2733	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
足助	89	足助まゆみ	足助町陣屋跡 7		3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	90	足助もみじ	岩神町築瀬 25-1	62-0685	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後7時	○	○	公保
	91	大蔵	大蔵町本城 13-1	64-2220	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	92	則定	則定町前田 5	63-2051	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
	93	冷田	冷田町上冷田 38	63-2310	3-5歳児	—	午前8時～午後4時	正午まで	○	公保
下山	94	大沼	大沼町船橋 21	90-3021	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
	95	東部	羽布町川合 23-2	90-3173	3-5歳児	—	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
旭	96	小渡	下切町下切 10	68-2766	3-5歳児	—	午前8時30分～午後3時	—	—	公幼
	97	杉本	杉本町三斗成 36	68-2701	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保
稲武	98	稲武	武節町神田 96-1	82-2025	6か月-5歳児	0-2歳児	午前7時30分～午後6時	○	○	公保

年間保存

令和6年度

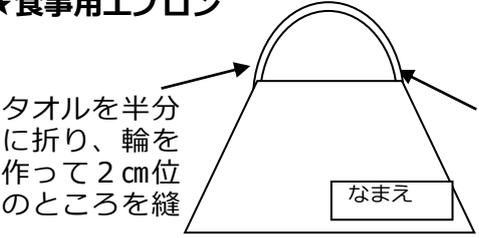
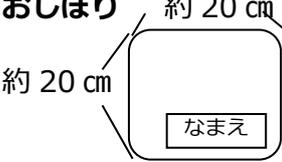
**乳児版**

**豊田市立拳母こども園**

**乳児の用品について**

- ★…毎日持ってくるもの
- ☆…週の始めに持ってくるもの
- ◇…足りなくなったら補充するもの

(1) 家庭で用意していただく物

<p><b>体温計</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝検温をする時に使用。</li> <li>・デジタル体温計（実測計） （耳用・非接触型温度計・婦人用は使用不可）</li> </ul>
<p>★<b>食食用エプロン</b></p>  <p>なまえ</p> <p>ゴムを通す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・朝おやつ・昼食・午後おやつ・延長おやつに使用。</li> <li>・フェイスタオルを半分に折り、輪にした上部2cm位のところを縫い、ゴムを通す。</li> <li>・ゴムは首とタオルの間がないように、子どもの首の大きさに合わせて作る。</li> <li>・洗い替え・予備等合わせて<b>8枚以上</b>あると良い。 （延長保育をしない方は、<b>6枚以上</b>）</li> </ul>
<p>★<b>食食用おしぼり</b></p>  <p>約20cm</p> <p>約20cm</p> <p>なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗い替え・予備等合わせて<b>8枚以上</b>あると良い。 （延長保育をしない方は、<b>6枚以上</b>）</li> </ul>
<p>★<b>帽子</b></p>  <p>なまえ</p> <p>なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あごのゴム、つばのついている物、頭のサイズに合った物、洗やすい素材の物。</li> <li>・幼児クラスと同じ色（黄緑・オレンジ・赤）・硬いつば・音が聞こえにくくなる耳を覆うデザインの物は、不可。</li> <li>・名前を帽子の横に記入する。</li> </ul>
<p>★<b>連絡ノート用ファイル A4</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製で<b>ポケット付き</b> A4サイズ薄めの物。 （ポケットがない物は、クリアファイルなどを付ける）</li> </ul>
<p>★<b>手さげ袋</b></p>  <p>なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニール製の手さげ袋（使用したエプロンやぬれたおしぼりを入れるため、洗濯できる物）又はビニール袋。</li> <li>・B5サイズ（約30×22×9）のカゴに掛けられる大きさ。</li> </ul>
<p>★<b>おしりマット用タオル</b> フェイスタオルを半分に折り4辺を縫う</p>  <p>おしり用 なまえ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オムツ交換の時に使用。</li> <li>・名前の上に『<b>おしり用</b>』と書く。</li> <li>・洗い替え・予備等、合わせて<b>3枚以上</b>あると良い。</li> </ul>
<p>☆<b>お昼寝ベット用シーツ・掛布団</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園のベッドを使用します。</li> <li>・詳細は『入園のしおり』P25参照。</li> </ul>
<p>◇<b>汚れ物用</b> <b>スーパー等の買い物袋</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れた衣服や布団などを入れるための取っ手付きの物</li> </ul>
<p>◇<b>ビニール袋</b> 30cm×40cm位 (50~100枚入りの物 <b>1セット</b>)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排便時の紙オムツ・手袋等を入れるために使用</li> </ul>
<p>◇<b>使い捨て手袋</b> ポリエチレン製やポリ塩化ビニール製 50~100枚入りの物 <b>1箱</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オムツ交換の時に使用。使用後は、オムツと一緒に袋に入れて、廃棄。</li> <li>・汚れ物用タッパーとオムツマット用タオル入れの消毒の際にも使用。</li> </ul>
<p>◇<b>おしりふき用ウェットティッシュ</b> <b>2個</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース入り、ふた付きのどちらでも可。</li> <li>・袋に必ず名前を記入。</li> </ul>

## (2) 園で保管する物

### 〈 個人棚に入れる物 〉

衣服・その他	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児
上服	3	3	3
ズボン	3	3	3
肌着 (シャツ)	2	2	2
靴下	1	1	1
フェイスタオル (汗拭き用)	1	1	1
エプロン予備	1	1	1
おしぼり予備	1	1	1
紙オムツ予備	2	2	2
パンツ又はトレーニングパンツ予備	/	必要数	必要数
お尻ふきウェットティッシュ予備	1	1	1
おしりマット用タオル予備	1	1	1
汚れ物用 スーパー等の買い物袋	1 セット	1 セット	1 セット

### 〈 オムツかごに入れる物 〉

衣服・その他	0 歳 児	1 歳 児	2 歳児
紙オムツ 又はパンツ	7 枚	7 枚	必要数
お尻ふきウェットティッシュ	1 袋	1 袋	1 袋
ビニール袋 (大便のオムツ用)	1 袋	1 袋	1 袋
使い捨て手袋	1 箱	1 箱	1 箱
おしりマット	1 枚	1 枚	1 枚

※全ての持ち物に、名前を大きくはっきりと書いてください。

(オムツには、1枚ずつお尻側に名前を書く)

※左記の着替え等を引き出し・かごに入れ、使用した場合は必ず補充をしてください。  
また、子どもの様子・季節に合わせて中身の入れ替えをしてください。

※数については目安のため、子どもの健康状態・使用数などを考慮し、増減してください。

※オムツサブスク利用の方は、オムツ、お尻ふきウェットティッシュは必要ありません。  
オムツマット用タオル、ビニール袋、使い捨て手袋のみご用意ください。

## ◎衣類について

### ○ ゴムの入ったズボンを着用する。

- ・以下の物は着脱や排泄のトレーニングがしにくいので控えてください。

つなぎのシャツ（ロンパース）、つりズボン、つなぎのズボン、ジーンズ、  
ホックやボタンで閉めるズボン、タイツ、ベルト、レッグウォーマー、レギンスな

- ・体に合ったサイズの物を着せてください。サイズの合わない長ズボンは裾を踏むと危ないので、縫い上げをお願いします。また、股上の大きい物を穿かせてください。

### ○ フードのついていない服を着る。

- ・ひっかかったり、ひっぱられたりして転倒する危険があります。
- ・冬の防寒着もフードのついていない物にしてください。
- フックにかけられるよう首元にひもなどをつけてください。

### ○ 季節にあった服装をする。

- ・冬場は厚着のしすぎに気を付けてください。  
(子どもは体温が高いため、目安は大人－1枚が望ましいです。)

### ○ 靴は、足に合ったはきやすい運動靴を用意する。

- ・サンダル、ブーツ、スリッパ、ハイカットの靴はやめてください。
- ・マジックテープで留めるタイプが望ましいです。

### ○ 靴下は、滑りやすく危険なため、登園したらすぐ脱がせる。

- ・片方ずつ記名してください。
- ・乳児室は、室温を調節し、年間裸足保育を行っています。戸外に出る時は、靴下を履きます。

### ○ その他

- ・名前が薄くなったら再度書いてください。
- ・着てくる衣服や上着にも名前を記入してください。

## (3) 清潔について

- ・手足の爪が伸びたら、こまめに切ってください。(週に1度は切りましょう)
- ・食事中に髪の毛が入ること・アタマジラミ発生予防のため、長い髪の毛は縛ってください。  
※髪の毛を縛るゴムは、飾りのない太いゴムをお願いします。  
ピンやパッチン留めは、付けしないでください。  
細いビニール製のゴムは切れやすく、ピンや飾りは外れると口に入れる危険性があります。

## (4) その他

- ・登降園時に、食べ物や飲み物を園内に持ち込まないでください。  
食物アレルギーのお子さんもいます。
- ・登降園時に、玩具を持ってこないようにしてください。引き出しにも入れないでください。
- ・乳児室は、乳児組の子どもを送迎する保護者のみ入室可能です。  
幼児や付き添いの人は入れません。

## (5) 保護者がすること

### 《登園時》

- ① 職員室前のタブレットで打刻をする。必ず保護者がしてください。
- ② 入室前に親子で手を洗い、子どもはペーパータオルで拭く。  
保護者は持参のハンカチで拭き、消毒をして入室する。
- ③ 所持品を所定の場所に置く。
  - ・昼寝用布団袋は持ち帰る
- ④ 検温して表に記入する
  - ・36度以下の場合は、再度測定する。
  - ・体温を記入し、体温計・体温表・連絡ノートを担当保育者に見せてから、所定の位置に入れる。  
(体温計は、子どもさんに持たせないでください)
  - ・爪の長さを確認して、長い場合は切る。
  - ・体調の悪い時、朝の様子等、保育者に連絡する。
- ⑤ 一緒にトイレに行く。または、オムツ交換をする。
  - ・オムツをしている子は、排尿していないか確認し、排尿していたら取り替える。

### 《お迎え時》

- ① 職員室前のタブレットで打刻をする。必ず保護者がしてください。
- ② 必ず石鹸で手を洗い、消毒をして入室する。
- ③ 雑巾を消毒液につけ、オムツマット用タオル入れを拭く。  
汚れ物がある場合は、タッパーも拭く。
- ④ 使用済みのエプロン・おしぼりは袋ごと持ち帰る。
- ⑤ 連絡ノート、手紙などは持ち帰り、必ず目を通す。
- ⑥ タンスの中、オムツのかごの中を確認する。(必要枚数を翌朝補充する)

※迎えの時間・人の変更や予定時間に遅れる場合は、アプリ又は電話で必ず園にご連絡ください。

### 《毎週末にすること》

- ・お昼寝ベッド用シーツ、掛布団は金曜日に持ち帰り、洗濯、布団の日光消毒をする。  
金曜日欠席した場合や土曜日に出席し昼寝をした場合は、土曜日に持ち帰る。
- ・帽子は毎日持ち帰り、週末に洗う。帽子のサイズがお子さんの頭に合っているか、確認する。

年間保存

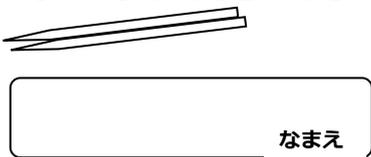
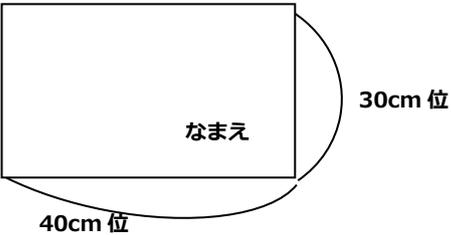
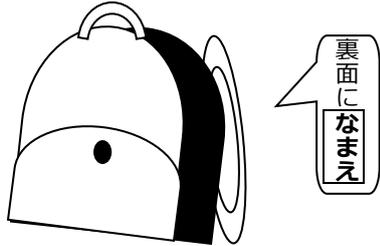
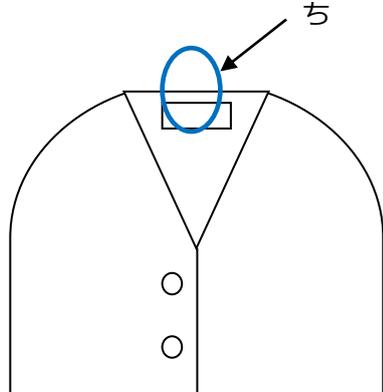
令和6年度

**幼児版**

**豊田市立拳母こども園**

# 1) こども園で使うもの

\*全部に名前を書いてください。

【毎日園で使う物】	
<p><b>&lt;コップ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製</li> <li>・持ち手のついた物</li> </ul> 	<p><b>&lt;コップ袋&gt;</b></p> 
<p><b>&lt;給食袋&gt;</b></p> <p>箸セット・ナフキン、タオルハンカチを入れます</p> 	<p><b>&lt;水筒&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コップ、ひも付きの物。</li> </ul> <p>※直接飲むと、一度口に入ったお茶が水筒に戻り、雑菌が繁殖する恐れがあることや飲む量が見てわかりやすいため。</p> 
<p><b>&lt;箸セット&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・箸セットは、市より支給されたものを使用します。</li> </ul>  <p><b>&lt;ナフキン&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日洗って清潔な物を持ってくる。</li> <li>・洗い替え2枚以上。</li> </ul> <p>市販の物は、縫って大きさをそろえる</p> 	<p><b>&lt;通園カバン&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かばんの背面の左隅に記名した紙を入れる。取れにくく、大きすぎない物にしてください。</li> <li>・キーホルダーは自分の目印として1つまでとします。</li> </ul> 
<p><b>&lt;ハンカチ・ティッシュ&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通園服のポケットに毎日入れる。</li> <li>・ティッシュは布製のティッシュケースに入れると通園服のポケットから落ちにくい。</li> <li>・ポケットがない場合は、ポシェットなどで工夫してください。</li> </ul> <p><b>&lt;組帽子&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・帽子の裏（黄色面）の名前欄に記名。</li> </ul> 	<p><b>&lt;通園服&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※家庭で必要に応じて着用させてください。</li> <li>※"ち"をつけてください。</li> </ul> 

## 【週のはじめに園に持ってくる物】

### <手さげ袋 >

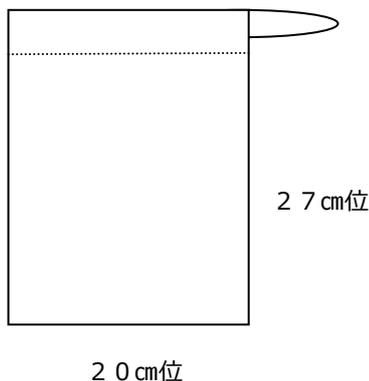
- ・絵本の貸し出しにも使用します。
- ・作品、着替えた衣服などを入れて持ち帰った時は次の日に園に持ってくる。

※たたくてしまいやすい素材の物を用意してください



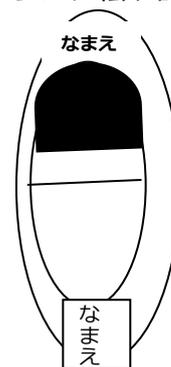
### <シューズ袋>

- ・子どもが出し入れしやすい大きさ



### <シューズ>

- ・靴の前の部分とかかとの2箇所に名前を書く。  
左右の区別がつくように、絵や記号で目印を工夫



※運動靴にも記名（かかと部分）

※3歳児は、かかちにループを付けてもらえると着脱しやすいです。

## 【今後使用するもの】 ※使用する時にお知らせします。

### <弁当の用意>

- ・弁当日は、通園カバンではなく必ずリュックサックで登園する。

〔弁当〕、〔水筒〕、〔敷物〕、〔手ふき〕をリュックサックに入れる。

※リュックサックは、水筒などが入る少し大きめの物。

- ・弁当箱は子どもが扱いやすいものを用意する。

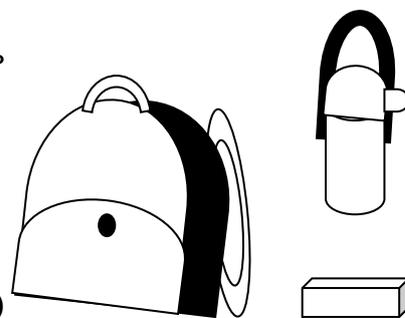
（二段のものより一段の物がいいです）

- ・弁当袋に弁当と箸を一緒に入れてください。

（弁当袋は、弁当包みよりも巾着袋の方が自分で扱いやすいです）

- ・箸一本ずつ、手ふき入れのふた等、全ての物に名前を書いてください。

- ・手拭きは、濡らしたおしぼりをおしぼりケースに入れてください。（使い捨ておしぼりでないもの）



\* トイレトレーニング中の方は、ビニール袋・おしりふき（ケースなし）・使い捨て手袋を用意してください。

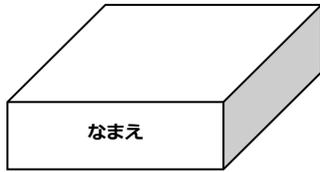
\* 紙オムツを使用する方は、ビニール袋・オムツ・おしりふき(ケースなし)・使い捨て手袋を用意してください。

※トレーニング中の方、おむつの方、どちらも園のふた付きバケツを使用します。

**【園で保管するもの】**

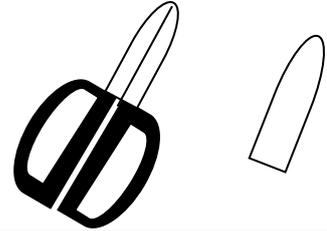
**<道具箱>** **A5 サイズのかご** (3・4 歳児)  
**A4 サイズのかご** (5 歳児)

・兄弟使用の道具箱でもよい。



**<はさみ>** (3・4・5 歳児)

・本体とふたと両方に名前を書く。



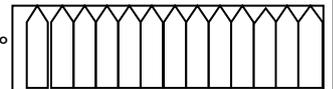
**<フエキのり 容器入り>** (チューブでないもの)  
 (3・4・5 歳児)

・本体とふたと両方に名前を書く。  
 ・形は自由。  
 ・のり用ヘラはいりません。



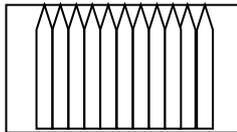
**<クレパス ケース入り (16 色)>**  
 (3・4・5 歳児)

・一本ずつに名前を書く。  
 箱、ふたにも名前を書く。



**<水性マーカー・ケース入り (12 色)>**  
 (4・5 歳児)

・一本ずつに名前を書く。  
 箱、ふたにも名前を書く。  
 ・細すぎない物。  
 ・ケースは箱でも、透明  
 ケースでもよいです。



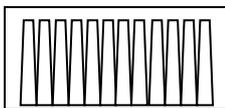
**<着替え袋>** (3・4・5 歳児)



・着替え (下着、靴下、洋服) を各一枚ずつ、**フェイス** **オル**、汚れ物を入れる取っ手付きのビニール袋 (名前を書いて) を入れる。  
 ・着替えを使用したら、その都度補充をする。

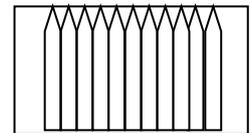
**<絵の具 12 色セットケース入り・筆>** (5 歳児)

赤・青・黄・緑・黒・白・茶・うすだいたい  
 ・キャップが取り外せないものが望ましい。  
 ・1つずつ記名してください。  
 ・筆は太い丸筆。  
 ・筆のキャップ、ケースは必要ありません。



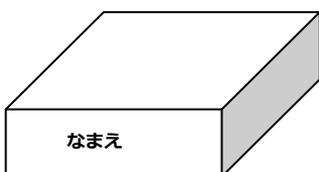
**<油性マーカー・ケース入り (12 色) 太字・細字両用>** (5 歳児)

・1本ずつ名前を書く。  
 ・入れ物やフタにも名前を書く。



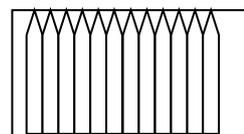
**<整理かご>** **A4 サイズのかご**  
 (3・4・5 歳児)

・ロッカー (奥行 34 cm 幅 32 cm) で保管。  
 ・色は自由。  
 ・かごの短い側面に名前を書く。



**<色鉛筆・ケース入り>** (12 色)  
 (5 歳児)

・一本ずつに名前を書く。  
 ・ケースにも名前を書く。



## (2) 昼寝について

3歳児と夏季保育(7月下旬～8月まで)、土曜日保育を利用される方は、昼寝を行います。長時間、集団の中で過ごす緊張感や活動による疲労など、心身の健康を守るためにも昼寝を必要としますので、お昼寝シート、布団の用意をお願いします。

★令和5年度から乳児、3歳児はお昼寝ベッドを使用します。詳細は、入園のしおりのP.28を参照してください。

3歳児は全員ベッド使用のため、お昼寝シートが必要です。

★4・5歳児はベッドでなく、ござを敷きます。布団はご家庭にあるもので結構です。新しく準備される方は、布団でなく、シートやタオルケットなどで結構です。

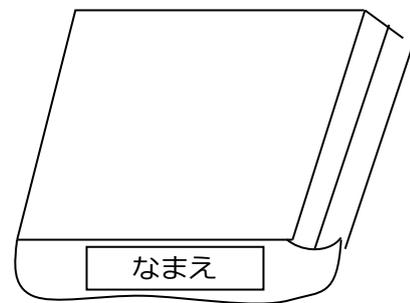
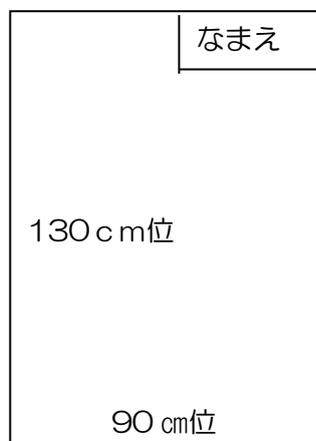
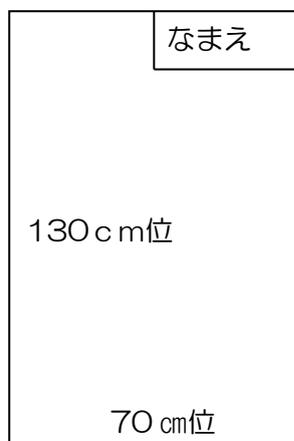
3歳児…お昼寝シート(敷布団不可)、掛布団

4・5歳児…シートか敷布団、掛布団

敷布団

掛布団

敷布団(裏)



たたんだ時に名前がわかるように、敷布団の裏の真ん中に大きく名前を付ける。

- ・敷布団、掛布団にカバーをかける。
- ・名前は、上部右肩、敷布団の裏にも付ける。
- ・毎週金曜日に持ち帰り、日光消毒、シートの洗濯をして月曜日に持ってくる。  
持ち運ぶ時に袋があると便利。布団袋は、園で保管しないため持ち帰る。
- ・暑い夏は、タオルケットを使用する。子どもが扱いやすい大きさにする。
- ・布団が濡れたり汚れたりした場合は(おねしょ・鼻血・嘔吐等)、シートを汚れ物入れに入れてあるので持ち帰って洗濯し、次の日に持ってくる。